DESK
Zentrum für Deutschland- und Europastudien, Universität Tokyo, Komaba
東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター
Center for German and European Studies

Center for German and European Studies
The University of Tokyo, Komaba (DESK)
Meguro-ku, Komaba 3-8-1
153-8902 Tokyo, Japan
Tel/Fax: 03-5454-6112
E-mail: desk@desk.c.u-tokyo.ac.jp
URL: http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/

NEWSLETTER No.32

2021. 7. 1

Ⅰ DESK国際ワークショップ
▼プログラム
▼参加記（大下理世）

Ⅱ 修士課程向け教育プログラム
▼ドイツ・ヨーロッパ研究修了証（ZDS-MA）成果報告書（北條大）
▼欧州研究プログラム（ESP）2021年度新規登録生

Ⅲ 博士課程向け教育プログラム
▼DESKコロキアム参加記（峯沙智也）
▼日独共同大学院プログラム（IGK）2021年度新規登録生
▼プログラム概要

Ⅳ 学部生向け教育プログラム
▼TLP修了生の近況報告　（石井秀昌）
▼プログラム概要

Ⅴ 関連出版物の紹介
▼『ヨーロッパ研究』第20号

Ⅰ DESK国際ワークショップ
『過去と未来の間にある今日的課題としての和解－トランスナショナルな視点における記憶と想起の場としての都市空間－』

2021 年 3 月 12 日、DESK国際ワークショップ **『過去と未来の間にある今日的課題としての和解－トランスナショナルな視点における記憶と想起の場としての都市空間－』**をオンラインで開催しました。

主催：東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター
共催：東京大学グローバル地域研究機構・ドイツ学術交流会(DAAD)

【挨拶と導入】平松英人（東京大学）
【パネルディスカッション第一部】
司会：　アンドレアス・ルッツ（ドレスデン工科大学）
1. 非連続性のなかの連続性－ドレスデンにおけるバロックと近代の間の想起の文化：レナート・クランツ（ドレスデン工科大学）
2. コヴェントリー－ドレスデン　行動・償いの印と和解建造物の思想：クリスティーネ・クリューガー（グライフスヴァルト大学）
【パネルディスカッション第二部】
司会：平松英人
1. 西ドイツの「想起の文化」とブラント政権―ベルリンとラシュタットの歴史展示に着目して：大下理世（東京大学）
2. 想起のゲームとポスト共産主義における記憶の政治化：イレネウス・パーヴェル・カロレフスキ（ライプツィヒ大学）
【総括コメント】ミヒャエル・ローァシュナイダー　ボン大学

DESK国際ワークショップ　参加記

DESK特任研究員
大下理世

2021年3月12日（金）、ドイツ・ヨーロッパ研究センター（DESK）主催でDESK国際ワークショップ「過去と未来の間にある今日的課題としての和解－トランスナショナルな視点における記憶と想起の場としての都市空間－」（共催：東京大学グローバル地域研究機構、ドイツ学術交流会）がオンラインで日独同時通訳付きで開催された。この国際ワークショップは、日独韓6大学プロジェクト「トランスナショナルな都市空間における和解研究―記憶と想起の場としての都市空間に着目して」の一環として開催されたものである。同プロジェクトは2020年12月にベルリンで開催が予定されていたドイツ学術交流会ドイツ・ヨーロッパ研究センター会議に向けたDESK研究プロジェクトとして発足し、DESK、韓国中央大学校ドイツ・ヨーロッパ研究センター、ドイツのボン大学、ライプツィヒ大学、ドレスデン工科大学、グライフスヴァルト大学から、歴史学および政治学研究者がメンバーとしてこのプロジェクトに参加している。

今回のDESK国際ワークショップには、日本、ドイツ、イギリス、ポーランド、イスラエル、韓国などの研究者合計約30名が参加した。DESKからは、川喜田敦子准教授（DESKセンター長）、石田勇治教授（副センター長）、平松英人助教、報告者と渡部聡子特任研究員、DESK関連プログラムに所属する学生、そしてGSIキャラバン「市民的公共圏と多様化する歴史認識ーヨーロッパとアジアにおける記憶と和解」（代表：石田勇治教授）のメンバーである外村大教授、岡田泰平准教授、小川浩之准教授、阿古智子准教授が出席した。

ワークショップは二部構成で行われた。挨拶と導入、総合司会を平松助教が担当し、歴史学、政治学分野からの4報告が行われた。第一部は、アンドレアス・ルッツ教授（ドレスデン工科大学）による司会のもと、レナート・クランツ氏（ドレスデン工科大学）の報告「非連続性のなかの連続性－ドレスデンにおけるバロックと近代の間の想起の文化」と、クリスティーネ・クリューガー教授（グライフスヴァルト大学）の報告「コヴェントリー－ドレスデン 行動・償いの印と和解建造物の思想」が行われた。第二部は、平松助教による司会のもと、報告者である大下理世の報告「西ドイツの『想起の文化』とブラント政権―ベルリンとラシュタットの歴史展示に着目して」と、イレネウス・パーヴェル・カロレフスキ教授（ライプツィヒ大学）の報告「想起のゲームとポスト共産主義における記憶の政治化」が行われた。そして最後に、ミヒャエル・ローアシュナイダー教授（ボン大学）による総括コメントと全体の議論が展開された。

各個別報告については2021年12月刊行の『ヨーロッパ研究』でその内容が詳細に記録される予定である。したがって、この報告書では主に議論の展開を中心にまとめたい。

今回のワークショップでは質疑応答、全体議論を

通じてプロジェクトにとっての今後の課題が浮き彫りになった。この点で、ドイツのハレ大学のマンフレート・ヘットリング教授の問題提起は重要である。ヘットリング教授は、グローバルな視座で分析概念として和解という概念を使用する際、定義とその前提を確認する必要があると述べた。すなわち、例えばドイツ・イスラエル間、ドイツ・ポーランド間、日本・中国間など国家間で和解の意味がそれぞれ異なるはずであるという。４本の個別報告とヘットリング教授の指摘をふまえて総括のコメントを行ったローアシュナイダー教授は、グローバルな視座で和解研究に取り組むにあたって重要な７点を指摘した。

第一に和解という概念について、プロジェクトメンバー間で共通の見解、基本的な合意を見出す必要がある点である。この点について川喜田准教授は、ドイツ語話者と日本語話者の間で和解という概念から連想されるものが異なることを指摘した。第二に、和解をプロセスとして捉える必要があるという点である。すなわち、和解を一回きりの象徴的な出来事によって実現されるものと捉えるのでなく、当時者による持続的な交渉の過程として捉えるのだという。第三に、和解という概念の文化的背景を考察する必要があるという点である。ヨーロッパの理解で和解は、罪、贖い、平和、赦しなどという概念と同様にキリスト教西洋の伝統の中で宗教的な連想が働くものである。ローアシュナイダー教授はこうしたヨーロッパにおける和解概念を他文化圏における和解概念と比較する必要があることを指摘した。第四に、集団的記憶、想起の文化に関して、第二次世界大戦が大きな転換点となった点である。特に、都市のイメージや都市の自己理解というものがこの出来事により根底的に覆されたことが指摘された。第五に、今回のワークショップの各個別報告の共通点として、和解が第二次大戦下の暴力との関連で語られたことが指摘された。そして、過去の暴力を想起することが和解のプロセスに実際どのような影響を及ぼすのかという点が課題として挙げられた。第六に、和解というものが常に緊張関係、忘却という問題と密接である点が指摘された。すなわち、当時者間で過去の暴力を意図的に沈黙し忘却することによって関係修復の試みを目指す動きもあるという点である。第七に、和解の具体的な試みを検討する際に、象徴的な小さな出来事がどのような大きな影響を生み出すのか考察する必要があるという指摘である。その際、国家間での和解の試みと、社会内部での和解の試みへの合意の形成という二つの次元に着目することが重要であることが確認された。以上７点もふまえた上で、本プロジェクトのメンバーそれぞれが各々研究を進め、2021年11月に開催予定のDAAD東アジアセンター会議で再会することが決まった。

今回はオンラインによる日独同時通訳付きの国際ワークショップという初めての試みであったが、円滑な司会進行と通訳の方々の尽力のお陰で無事に終了した。ワークショップの関係者、参加者からは、世界各国から様々な分野の研究者が参加し議論できたことの意義も評価された。

最後に個人的な課題と抱負についても述べたい。今回報告者はプロジェクトの一員として研究報告を行った。報告者にとってこれまでの博士論文の研究成果を「都市空間」と「グローバルな視座」いう分析視角から新たに捉え直すことは難しい課題であると同時に、対象を相対化し視野を広げるための貴重な機会であった。具体的には、今回のワークショップを機に報告者は、西ドイツ国内での想起の取り組

みが、旧交戦国との関係修復の試み、すなわち国際的な和解の試みにとってどのような前提をつくりあげたのかという問題に一層関心をもった。今後本プロジェクトに関わる中で、博士論文以降の新たな研究計画を練っていきたい。

本ワークショップの運営に御尽力いただいた皆様に心からの感謝を申し上げ、報告の結びとしたい。

II 修士課程向け教育プログラム

奨学助成金（ZDS-MA）成果報告書

性質決定の対象とその特定過程

―国際私法と民事訴訟法との交錯―

法学政治学研究科専門職学位過程法曹養成専攻
北條大

本研究は，19世紀ドイツの法学者Savigny以来のいわゆるSavigny型国際私法における①「性質決定の対象とその特定過程」を明らかにすることを第1の目的とし，また②いわゆる「国際私法上の請求権競合問題」について，①で得られた知見を用いて問題状況を整理することを試みた。なお研究計画の段階では，③「Savignyの国際私法理論はその同時代的訴訟構造を前提として構築されたのではないか」という仮説を立て，これを検証する作業まで終えることを目指していたが，結果として，①，②の検討を通じて仮説の導出過程を示し，また仮説が正しいとすれば現行日本法においていかなる示唆が得られるかを提示することまでしか叶わなかった。

まず①の問題は，性質決定の対象は何かという問いと，これはどのように特定されるかという問い，の2つに分けられる。前者について，既存の研究を振り返り，性質決定の対象を社会的事実関係と考える系譜と，（近時の多数説である）法律関係（法的問題）と考える系譜の2つの対立があることを明らかにした。その上で本研究は，国際私法の規定形式に着目し，性質決定の対象は法律関係（法的問題）であると結論付けた。（したがって，現行法の解釈としては無理のある，社会的事実関係を性質決定の対象とする見解がなぜ登場したのか，という問いが新たな検討課題となる。後述参照。）

次に後者の問題（性質決定の対象の特定過程）について，手続法的・実体法的観点という分析視角を設定し，性質決定の対象についての見解の対立に留意しながら，従来の議論を分析し，また自身の見解を示した。まず従来の議論は，手続法的観点からは当事者の請求・主張に着目し，実体法的観点からは「国際私法の観点から」性質決定の対象を特定するとか，単位法律関係概念の外延として解釈上設定されている法的問題郡を参照するといった指摘をしていた。もっとも，なお不明確なところが残されているように思われた。これを踏まえ本研究は，まず手

続的観点から，「手続は法廷地法による」の原則にもとづき処分権主義，弁論主義（訴訟法上の私的自治）が妥当していることに着目した。これにより，性質決定の対象は，具体的訴訟において，当事者の請求・主張を前提に「当該事案で判断しなければならない法律関係（法的問題）」（訴訟物たる権利関係それ自体である場合と，その存否を左右する先決的法律関係である場合がある）であることを明確化した。しかしそうだとしても，性質決定は準拠法選択前に行われるため，（特に旧訴訟物理論を前提とした場合に）「訴訟物」の実体法的な識別基準は何か，また特定の法律関係（法的問題）が性質決定の対象として「訴訟物たる権利関係の存否を左右する」か否かはどのように判断するのか，という実体法上の問題が残る。そこでこの問題を解決するためには，訴訟物の（国際私法上の）実体法的な識別基準をときに提供し，またある特定の法律関係（法的問題）が訴訟物の存否を左右するか否かを判断するための（国際私法上の）実体法的な論理関係を常に提供する、「国際私法的実体法的体系」とも呼ぶべき概念が（従来の議論においても）暗黙の裡に前提とされている，と考えざるを得ない。したがって，本研究の結論を標語的に示せば，性質決定の対象は手続法的には民事訴訟法，実体法的には国際私法（的実体法的体系）によって特定される。更に，以上の作業が可能となるためには，理論的には，裁判所は性質決定に先立ち全単位法律関係概念につきその外延を構成する個々の法律関係（法的問題）が何かを明らかにしておかなければならないし，また当事者が裁判において特定の実質法を仮定して行っている請求が国際私法上はいかなる訴訟物を定立するもので，その存否を左右する先決的法律関係（法的問題）としていかなる法律関係（法的問題）が主張されているかを（国際私法的に）評価・識別するための裁判資料が何かも予め確定されている必要がある，ということも指摘した。なお，①の問題に取り組む過程で，いわゆる先決問題という問題設定と本国法主義の隆盛の関係など，国際私法学におけるいくつかの新たな問いを獲得することもできた。

続けて，本研究は②請求権競合問題に取り組んだ。というのも，請求権競合問題においては，性質決定の対象を何と特定するかが，その性質決定先を決定的に規定しているように思われたからである。そこで①の知見を活かし，準拠法選択のいかなる局面（性質決定の対象を特定する局面，性質決定自体の局面，性質決定後準拠実質法が確定した後の局面の3つ）において，民事訴訟法・国際私法・実質法がいかなる機能を果たすか，という分析視角を設定し，先行研究を概観し，また問題状況の整理を目指した。特に，性質決定の対象を特定する局面において，民事訴訟法解釈（の対立）がどのように反映されるかを重点的に検討した。まず新・旧訴訟物理論の対立は，準拠法選択前に（いかなる国の実質法も前提としない，国際私法上の）「訴訟物」を何と措定するかについて対立をもたらすことを示した。また，民事訴訟法学において弁論主義（より正確には訴訟法上の私的自治）を法的問題（法律関係，法的争点と呼ぶこともできるが，民事訴訟法学では「法的観点」と呼ばれる）のレベルで認めるべきかという議論があるが，これと性質決定の対象特定過程の問題がいかなる関係に立つか，例えば次のような指摘をした。まず前提として，訴訟をⅰ請求定立段階，ⅱ法的争点特定段階，ⅲ弁論段階，ⅳ立証段階に区別すれば，当事者は各段階においてⅰ訴訟物，

ⅱ（先決的）法的問題，ⅲ（要件）事実，ⅳ証拠を審判対象として定立・提出していると考えられる。この観点からすると，性質決定の対象特定はⅰまたはⅱの段階で行われていると考えられるところ，従来の弁論主義の議論は，性質決定ないし準拠法選択後のⅲ・ⅳの段階を念頭に置いたものであり，準拠法選択前のⅰ・ⅱの段階についてはその射程外であるように思われる。

もっとも，以上の検討の結果，民事訴訟法解釈の対立が直ちに最終的な準拠法選択の結果に違いをもたらすとは限らないことも判明し，国際私法の解釈（単位法律関係概念の外延を何と設定するか）も引き続き重要な要素であること，加えて，性質決定の結果複数の準拠法が選択された場合，性質決定の対象とその特定過程に関する分析だけからは解答が出せない問題（いわゆる適応問題等）も引き続き残されており，請求権競合問題の解決には程遠いこと，を自覚させられた。

最後に，以上の検討に現れているように，性質決定の対象特定過程は，上記ⅰ・ⅱの段階に相当するといえるが，これにより冒頭に示した③の仮説が浮かび上がることとなる。なぜならば，Savignyがその国際私法理論を確立した当時のドイツ普通法時代の民事訴訟は，弁論と証拠調べに区分される厳格な分節的訴訟構造を有していたところ，前者における争点決定手続（Litis Contestation）は上記ⅰ・ⅱに機能的に対応しており，Savigny型国際私法はこの分節的訴訟構造と極めて親和的に思われるからである。もしこの仮説に理由があるとすれば，その後ドイツ帝国において制定され，明治民事訴訟法のモデル法にもなったZPO（Zivilprozessordnung，当時はCPO）において分節的訴訟構造が失われた結果，近・現代のドイツおよび日本において，次のような事態が生じたと推測される。まず，一元的・一体的な訴訟構造に転換したにも拘らず，性質決定の対象特定過程を介在しなければならない国際私法の枠組みが維持されたとすると，性質決定の対象特定＝争点決定が訴訟のいつの時点で行われるかが曖昧となり，裁判所が準拠法を確定する時点も曖昧となる。これに伴い，当事者は，準拠法を確定的に知る前にあり得る全ての準拠法の候補を前提に，それに対応した（要件）事実・証拠を提出せざるを得なくなる。その結果，本来国際私法は（要件）事実・証拠の提出・審理を経ることなく，当事者の請求とその当否を左右する法的争点の主張だけで性質決定の対象を特定する前提であったのに，裁判所は当事者がある程度事実・証拠を出し揃えた後に性質決定をする，といった運用が定着する。そして，これはまさしく現代日本の渉外的民事訴訟の在り方そのもののように思われる。そうだとすると，裁判所は，性質決定前に，提出された証拠等から紛争の背後にある社会的な事実関係について心証を形成することになるから，その事実関係自体を性質決定すべきであるといった前述の見解が登場したことにもそれなりの

ドイツ・ヨーロッパ研究修了証（Zertifikat für Deutschland- und Europastudien in M.A.： ZDS-MA）は、大学院修士課程の学生の学修・研究を促進するためのDESK独自の教育プログラムです。ZDS-MA登録学生は、ドイツやヨーロッパに関する学修・研究を計画する場合にセンターの奨学助成金に応募できます。ドイツやヨーロッパ研究に関する研究のためのドイツでの現地調査旅費を補助しています。

事情があったといえよう。

そして注目すべきことに，平成8年成立の現行日本民事訴訟法は，厳格な分節的構造こそ持たないが，争点整理手続と集中証拠調べ手続の区分を強調する法制を導入した。したがって，Savigny型国際私法の前提とする訴訟構造を反映する制度的素地を有しており，これを活かす運用・解釈論は考えられないだろうか。その一例として，争点整理手続において準拠法を確定する運用があり得るだろう。むしろ現行民事訴訟法は，争点整理手続の終了後に「証明すべき事実」を確認することを定めており（民訴法165条1項，170条5項など），そこでは要件および要件事実が何かを定める準拠法は既に確定していることが前提のようでさえある。この運用は，次のようなメリットをもたらす。国際的な事案においては，準拠法が何かが最大の争点になることもあり，その場合当事者は複数の準拠法の候補全ての定める要件・効果を調査し，準拠法がいずれとなっても自己の主張が認められるべく事実を主張し，また証拠を収集・提出するという負担を強いられる。しかし，準拠法を争点整理手続において早期に確定すれば，当事者はその特定の準拠法を前提に，その定める要件の充足・不充足に向けた訴訟活動に専念できるだろう。これにより，当事者の上記負担は軽減し，証拠や審理自体も充実すると考えられる。今後は，③の仮説を検証する作業に特に取り組むこととなる。（なお，この他，国際的な事案における既判力の客体的範囲を画する基準としての「訴訟物」についても検討した。）

2021年度欧州研究プログラム（ESP）新規登録生

氏名	所属	研究テーマ
中野瑛美	総合文化研究科 地域文化研究専攻	第三帝国の音楽政策と「ユダヤ系混血」の処遇
永野颯	総合文化研究科 言語情報科学専攻	言語接触による新言語形成における形態音韻的プロセスのモデル化

欧州研究プログラム（European Studies Program : ESP）は、EUを中心とした統合が進み、政治・経済・社会のあらゆる方面で既存の秩序が変容しつつある現代欧州について、最新の研究方法と正確な知識、それに基づく洞察力を養い、日欧の架け橋として社会の様々な方面で活躍する「市民的エリート」を養成するプログラムです。ドイツ・ヨーロッパ研究センターは、駒場キャンパスにある豊富な研究と教育のための人材を中心に、本郷キャンパスの教員の支援もあおぎながら、この教育プログラムの調整にあたります。

III 博士課程向け教育プログラム

DESKコロキアム参加記

地域文化研究専攻博士課程
日独共同大学院プログラム（IGK）所属
峯沙智也

2020年7月22日にDESKコロキアムがオンラインで開催された。ドイツ・ハレ大学のマンフレート・ヘットリング教授（Prof. Dr. Manfred Hettling）をコメンテーターに招き、IGK（日独共同大学院）プログラムに所属する若手研究者が研究成果を発表する機会が設けられた。今回は、IGK所属学生の二人が発表を行なった。

今回のコロキアムは、事前に作成した原稿を読み上げるという伝統的なドイツの研究発表（Kolloquium）の方式を踏襲しつつ、オンラインの特性を活かし、パワーポイントで図像や地図を映す試みがなされた。以下、研究発表を行った学生の一人として、自らの発表内容を中心にワークショップについて報告を行いたい。

私は、博士論文の概要とその中の一章を取り上げ、「グローバルな文脈における市民エリートと関税同盟―関税議会と万国博覧会（Bürgerliche Eliten und der Zollverein im globalen Kontext - Zollparlament und Weltausstellungen）」というタイトルでドイツ語による研究発表を行なった。万国博覧会といえば、1851年に開催されたロンドン万国博覧会のハイドパークに建設されたクリスタル・パレスや、展示された当時最新鋭の工業産品等が思い浮かぶだろう。もしくは、従来の博覧会研究のように、展示空間における植民地の表象などのイデオロギー性を検討する研究が有名だろう。しかし、私の発表では、従来多く試みられた博覧会研究とは異なり、博覧会実施過程におけるドイツ地域の市民層、とりわけ経済市民層の動向を中心に検討した。万博を単にドイツ・アイデンティティが表出される機会と捉えることだけでなく、どういった単位をドイツとみなしたのか、またそれぞれの経済市民層を突き動かした動機は何だったのか、詳にすることを目指した。

コメンテーターを務めたヘットリング教授からは、各アクターの利害関心や動機を整理し分析することの重要性、経済や通商上の構想を政治制度の改革とすり合わせて検討する必要性、そして19世紀のグローバルな経済的なつながりと国民国家形成の連

日独共同大学院プログラム(Internationales Graduiertenkolleg : IGK) は、日本とドイツの双方の大学が協力して大学院博士課程の教育研究を共同で行い、プログラムに参加する学生が出身大学において博士号を取得することを支援するものです。2007年9月から2017年8月までの期間、東京大学大学院総合文化研究科とハレ大学のあいだで集中的な学生・教員の相互派遣を行ないました。ドイツ・ヨーロッパ研究センターではこの10年間にわたる成果と実績を受け継ぎ、大学院総合文化研究科の博士課程教育プログラムとして設置された「日独共同大学院プログラム」科目の運営に引き続きあたります。

現在はこの「日独共同大学院プログラム」を中心に、ドイツ・ヨーロッパ研究センターが提供する修士課程プログラム「欧州研究プログラム」とも連携しながら、ハレ大学をはじめとするドイツのパートナー大学（ギーセン、ボン、ベルリン、ケルン、デュッセルドルフ等）との協力の下、日独の大学院における国際的な学術交流を促進し、若手研究者養成と国際共同研究の充実に努めています。

関検討する意義についてコメントを頂いた。さらに、私の研究の現代的意義として、現代ヨーロッパのポピュリズム運動の背景にある、自らの利害が国家レベルやEUレベルで代表されていないと感じる人がいる問題と接続して考えることが可能になるとの見通しを説明された。

ヘットリング教授からのコメントの後には、東京大学の諸先生方や大学院生からの質問が闊達に飛び交った。頂いたコメントは、現在取り組んでいる博士論文に活かしたい。

続いて、同じくIGKプログラム所属学生の石井萌加氏は、Brahms: The Pure Heritage in Germanyというタイトルで作曲家ブラームスとドイツ・ナショナリズムについての発表を行なった。

今回のDESKコロキアムは、私にとって初めての海外と繋いだオンライン研究会であった。確かに、対面でなければ共有できない時間や、同じ場にいるからこそ湧き上がる議論もあるだろう。今回は、長年協力関係を築いてきたヘットリング教授との研究会であったが、初対面の研究者との研究会はやはり対面の方が心的な隔たりも取っ払いやすいだろう。また、もう一つ惜しく思うことを挙げるとすれば、机をノックするようなドイツの研究会特有の拍手である。学問を志した学部一年生の頃にドイツ語の指導を受けた先生から「ドイツの拍手は違うよ」と言われて以来、あの拍手の仕方が立派な研究者像と心のどこかで結びついていた。いざ、自分があの心待ちにしていた拍手を浴びてみると、どこか背伸びして研究者の仲間に入れてもらえた気がして、背筋が伸びる思いがした。今一度、机の鳴るコロキウムで発表する時代になることを願いつつ、将来そこで発表する研究を進めようと思いを新たにした。

末筆にはなるが、ヘットリング教授とのコロキアムで研究発表を行い、指導を受けるという貴重な機会を提供していただいたドイツ・ヨーロッパ研究センターには心より感謝申し上げたい。

2021年度日独共同大学院プログラム（IGK）新規登録生

氏名	所属	研究テーマ
乙幡亮	総合文化研究科 超域文化研究専攻	18世紀ドイツの美学における「生命」の概念

DESKの博士課程向け教育プログラムには、IGKのほかにも、**博士論文奨学助成金 (Zentrumsstipendien für Promotionsarbeiten: ZSP)** があります。ZSPは、博士論文の作成を支援するためのDESK独自の奨学助成金です。ドイツやヨーロッパに関する博士論文を作成し、その完成が近い者に対して、博士論文執筆のためのドイツでの研究滞在旅費を補助しています。プログラムの詳細は、DESKホームページでご確認ください。

IV 学部生向け教育プログラム

修了生の近況報告

トライリンガルプログラム（TLP）1期生
2020年度卒業
石井秀昌

私はトライリンガルプログラム(TLP)のドイツ語がスタートした2016年度に大学に入学し、1期生としてTLPドイツ語に参加した。理科一類から工学部システム創成学科に進学し、この春から新領域創成科学研究科複雑理工学専攻の修士課程で学んでいる。DESKに関わる多くの方と異なりドイツ・ヨーロッパに関する研究に携わっていない身で恐縮ではあるが、本稿ではTLPドイツ語を軸に私の学部在学中を振り返り、簡単に近況報告をさせていただく。

TLPは基本的に、前期課程の1S、1A、2Sセメスターに実施されるプログラムである。まずはこの期間のTLPドイツ語の講義を振り返る。

そもそもTLPの中でもドイツ語を選択する決め手になったのは、入学直前に開催されたTLPの公開シンポジウムであった。他言語の先生方がかっちりとカリキュラムなどを説明するのに対して、ドイツ語担当の森芳樹先生は自由に話していた。カリキュラムにはほとんど触れずに時間いっぱいドイツ語やドイツ語圏の文化の魅力を語り、たしか締めくくりはドイツのどこかの街(ハイデルベルク？)の夕陽の話であった。この様子が印象に残り、TLPドイツ語に参加することにした。

TLP生は前期課程の1年半、自分のクラスで履修する通常のドイツ語一列・二列に加えて、TLPドイツ語の講義を週3コマ受講する。日本語が中心の演習1コマと、ドイツ語が中心のインテンシヴ2コマである。偶然、私が大学で初めて経験する講義はKaufmann先生のTLP用インテンシヴであった。Kaufmann先生がいきなりドイツ語で自己紹介をはじめ、初修の私たちは当然何が始まったのかわからず、あっけにとられた。そもそもそれがドイツ語だったことを認識するまでに数分かかった。ドイツ語に限らず講義の記憶はかなり薄れてきているが、このときの衝撃はまだまだ忘れそうにない。

前期課程の間、毎週3から5コマ、私の場合は履修している講義の3分の1近くがドイツ語だった。前期課程では必修の講義が多く、進学に向けて幅広く勉強する時期であった。いま振り返ると、前期課程で最も集中的に学んだのはドイツ語だったかもしれない。TLP生用の講義の負担は大きかったし、クラスごとに一列・二列の内容や進み方が異なるため苦労もしたが、それでも常に楽しみな講義であった。インテンシヴだけでなく演習でも本や映画が教材に用いられ、ドイツ語を使うことが念頭に置かれていた。そのため力がつくにつれてより楽しめるようになり、それが学習のモチベーションになる、という循環ができていたと思う。また学生と教員の距離が近かったので会話や質問もしやすかった。こうして私は2SセメスターまでTLPの講義を履修して、TLPドイツ語を修了することができた。しかし最後まで続けることができたのは、講義だけのおかげではない。次はTLPの一環で参加させていただいた、ボンとケルンでの国際研修を振り返る。

私は2017年と2019年の春に、それぞれボンとケルンで実施された国際研修に参加した。期間は2週間強で、どちらの研修でも平日午前はドイツ語コースを受講し、平日午後や休日には様々なプログラムが用意されていて、それがない時間は自由に過ごすことができた。研修中の思い出を振り返るときりがないので、ここではそれぞれの研修で私が得たことを簡単にまとめる。各研修の様子については、ニューズレターNo.24と28に掲載された参加記を参照していただきたい。なお余談になるが、私たちはTLPドイツ語の1期生だったので、プログラムが進行するのと同時に色々なことが決まっていく印象だった。入学して少し経ってから、夏にボンで研修が行われることがわかったのだが、このときは選考に漏れて参加できなかった。残念に思っていたら、あとから冬季研修も実施されることが決まり、1年生が終わる春休みの研修に参加できた。結果的に希望すれば全員が1年生の間にドイツに行けるような状態にしていただき、本当に恵まれていた。

まず1度目の研修は、初めてドイツを訪れる機会であった。一般的に学校の研修では危機管理との兼ね合いで制約が強くなり、現地の文化に接しきれなかったような消化不良感を持つことも少なくないように思う。しかし平松先生をはじめとする引率の先生方は、学生を信用してかなり自由に活動させてくれた。この先生方の絶妙なバランス感覚と同期に恵まれたおかげで2週間余りを楽しく過ごすことができ、ドイツやその文化が好きになった。「ドイツに行けて楽しかった」と言うとくだらないようではあるが、ここで違和感を覚えながら帰国していたら、このあとのドイツ語学習やTLPの活動へのモチベーションを維持することが難しかったと思う。もちろん、語学力、現地の雰囲気に関する知識、同期や先生方とのつながりなど、この研修を通して多くのことを得た。しかしドイツ(語圏)への親近感、言い換えれば2年目以降もドイツとの関わりを維持したいという気持ちを得たことが、私の学生生活に最も大きく影響したと思う。現在も、この先のどこかでドイツに留学したいと思っている。

2度目に参加したのは、学部生3年目が終わる春休みの冬季研修であった。私は1年生と2年生の間に1年間休学したため、このとき学年としては2年生だった。ちょうどTLPドイツ語2期生に混ざってTLPを修了する頃で、入学から3年間ドイツ語の学習を続けていたので、語学力が最も高かった時期であった。この研修直前にGoethe-Zertifikat B2の試験に合格することができ、言語的にも慣れていたし、ドイツを訪ねるのも3度目であった。このおかげで、漠然とドイツの文化を体験したいと思っていた1度目の研修とは異なり、研修に参加する目的を明確に意識して参加することができた。もともと国際研修は夏・冬ともにボンで行われており、現地の授業はTLP生だけで受講していた。しかし2019年春の研修は初めてケルンで実施され、ケルン大学のERASMUSの学生向けドイツ語コースに混ぜてもらうことになっていた。留学生に混ざって現地の講義を受講できること、そして自分の努力次第で留学生たちと交流できることが、私の中で最も楽しみな点だった。

ニューズレターNo.28の参加記にあるように多少のトラブルもあったが、現地での授業は想像以上に刺激的だったし、何人かの学生と仲良くなることができた。朝、夕の自炊や昼食時の学食利用など、ボンのとき以上に現地の日常生活に近い体験をした。また大学院以降の進路を考える上でも、多くのことを

学んだ研修だった。そして予想外に自分の成長につながったのは、ほぼ全員がドイツ初体験だった前回の研修とは異なり、参加したTLP生の中にも幅があったことだった。基本的に私を含む1期生が2人、2期生が1人いて、ほとんどは1年目の3期生だった。それゆえ私を含め経験のある学生は、自然と周りに気を配るようになった。異国の地で引率を手伝うような役割を担ったことは自分の自信につながったし、前期課程、そしてTLPを修了する節目にふさわしい経験であった。

私は幸いなことにTLPの講義や活動を楽しむことができた。これはもちろん先生方の工夫や努力の賜物でもあるのだが、TLPクラスの雰囲気が良かったことも非常に大きかった。同じ科類でまとめられている普段のクラスとは異なり、TLPのクラスは専門もバラバラだし、バックグラウンドも多様である。全体的に各々のクセが強かったが、講義や国際研修である程度の時間を共にする中で、少なくとも私にとってはTLPクラスが居場所の一つとして機能するようになった。大使館訪問など講義時間外にもTLPの活動で集まることもあったし、何人かで講義後にDeutschlandfestに行くこともあった。修了した今でも時折TLPクラスの人とは連絡をとっていて、前期課程の本来のクラスの人よりも近況を知っていると思う。(少なくとも学生目線では)先生方もこのコミュニティの一員で、例えば私たちのクラスの担当だった森先生には休学や進路選択の相談に乗っていただいたし、Kaufmann先生にはGlühwein用のシロップのレシピを教えていただいたこともある。今回振り返りと近況報告をしているのは、平松先生にお声がけをいただいたからである。

上で触れたように、私は1年生と2年生の間に休学した。自分が復学して2年生になったときには同時に入学した人のほとんどが3年生になり、体感的には大学での人間関係が振り出しに戻ったような感覚であった。そんな中でもTLPのクラスメイトや先生方とは接点を持ち続けることができた。入学したときから継続して互いを知っているからこそ進路選択の悩みも相談しやすかったし、異なる分野の人だからこそ近況を聞くのも面白い。もちろん距離が近いことを好まない人もいるし、各々のクセが強いぶん相性も問題になるので、TLPドイツ語に参加した全員にとって居心地の良い場所であったとは言い切れないと思う。したがってあくまでも個人的な感想ではあるが、私は卒業するまでに、専門や進路の違う人が集まった居場所があったことに何度も救われた。

最後に、近況報告として前期課程卒業後の経過をまとめる。3年生では工学部のシステム創成学科に進学した。進学以来ドイツ語に触れる機会はめっきり減ってしまったが、この年はクリスマスの集まりに参加させてもらい、先生方や同期と話すことができた。TLPドイツ語1期生にあたる2016年度入学の学生は卒業する年で、先生方や同期で集まって卒業写真を撮影したのが懐かしい思い出である。もっとも、不思議と私の周りには進学する人や、留学や休学を経験して学部生5年目に突入する人が多かったのではあるが。

続いて4年生として過ごした1年間には、新型コロナウイルス感染症の影響でほとんど大学に行くことがなかった。自宅で講義を履修したり卒業論文を執筆したりして、色々な人と疎遠になってしまった。そんな中でも、何人かで集まって近況を共有したり

卒業式の日に一緒に写真を撮ったりと、幸いなことにTLPコミュニティとは接点を持ち続けることができた。そしてこの4月からは、新領域創成科学研究科の複雑理工学専攻で学んでいる。進学の経緯などは長くなってしまうので割愛するが、新たに勉強すべきことがたくさんあり、期待と不安、焦りを同時に感じているところである。

TLPドイツ語に関連した経験を軸にしながら、私の大学入学以来の振り返りと近況報告をさせていただいた。特に私が前期課程で過ごした3年間の中では、TLPの講義、国際研修などが強く印象に残っている。そして休学や進学先の選択などにも、TLPでの経験やそこで出会った人々が大きく関わっている。ドイツ語を集中的に学ぶことができたのももちろんであるが、語学学習に限らない体験とコミュニティを得ることができ、恵まれていた。最後に、先生方や同期をはじめ直接関わる機会のあった方々、そして様々な活動を支えてくださったすべての方々に感謝の意を表し、筆を置くことにする。

2020年度卒業式

DESKは、学部前期課程学生のドイツ・ヨーロッパに関する学修や、ドイツ語能力の向上を促進するため、主題科目「国際研修」の授業として、「EUとグローバルガバナンス」およびトライリンガルプログラム（TLP）ドイツ語履修者を対象としたTLP夏季・冬季研修を開催しています。

国際研修は、前期課程の学生が、異なる言語・文化の環境に触れ、国際交流の現場を体験し、グローバルな視野を養うことを目標とする授業です（グローバル駒場のHP）。**東京大学トライリンガル・プログラム（TLP）**は、現代社会において、高度な英語力に加え、もう一つの外国語の運用能力が求められることが多くなっていることを踏まえ、2013年度に教養学部で発足したプログラムです。国際的に活躍する人材を育成するため、プログラム履修を希望し、なおかつ入学時に一定レベルの英語力を有すると認められる学生を対象とするもので、日本語と英語に加え、もう一つの外国語の運用能力を集中的に鍛えるための教育プログラムです（グローバルコミュニケーションセンターのHP）。

また、DESK独自のプログラムとして、**ドイツ研究修了証 (Zertifikat für Deutschlandstudien in B.A. : ZDS-BA)** があります。ZDS-BAは、学部後期課程の学生のドイツに関する学修・研究を促進するための教育プログラムです。ドイツに関する論文作成等に関係した現地調査旅費、留学、大学のセミナー参加のための旅費滞在費を補助しています。

V 関連出版物の紹介

『ヨーロッパ研究』第20号

ドイツ・ヨーロッパ研究センターでは、内外のドイツ・ヨーロッパ研究者の寄稿による最先端の研究の紹介の場として、研究ジャーナル「ヨーロッパ研究（European Studies）」を発行しています。「ヨーロッパ研究」は、ドイツ・ヨーロッパ研究を志す若手研究者の研究成果の報告の場ともなっています。掲載論文は、ドイツ・ヨーロッパ研究センターのホームページよりダウンロードいただけます。

【Ⅰ　論文】

冷戦下のドイツにおける分断国家の現状―連邦共和国の政治家ハイネマンの言説の変化に着目して―
（大下理世）
「新時代」以降の市民層エリートの関税議会構想―ドイツ全国議会と関税同盟改革（1858-1868）―
（峯沙智也）
ウィーン音楽舞台芸術大学における音楽家医学教育の取り組み
（赤池美紀）

【Ⅱ　小特集「世界各地のドイツ学術交流会（DAAD）ドイツ・ヨーロッパ研究センター紹介」】

世界に広がるDAADドイツ・ヨーロッパ研究センター／ハイファ大学ドイツ・ヨーロッパ研究ハイファセンター（HCGES）
（渡部聡子訳）
Die Rolle der deutschen politischen Stiftungen in Israel und den besetzen palästinensischen Gebieten
（Katharina Konarek）

【Ⅲ　シンポジウム記録「ベルリンの壁崩壊30 年―変わりゆくドイツの現在―」】

挨拶と導入：冷戦時代のドイツ― 4 つの特徴
（石田勇治）
基調講演：ベルリンの壁崩壊の後で― 1989 年以降のドイツ現代史
（ウルリヒ・ヘルベルト・石田勇治訳）
個別報告：
統一ドイツにおける東ドイツ独裁の検証と「過去の克服」の行方
（福永美和子）
福祉国家と市民的社会参加― 19 世紀市民社会論の視点から―
（平松英人）

【Ⅳ　シンポジウム記録「 国際刑法におけるニュルンベルク裁判と東京裁判の今日的意義　―東京判決70周年・国際刑事裁判所ローマ規程採択20周年企画―」】

Opening Remarks：
Ishida Yuji
Keynote Address：The Present Day Significance of Nuremberg and Tokyo Trials in Modern International law- Jurisprudence Aspect
（Daqun Liu）
Panel Session：
Theories of Individual Responsibility at the Tokyo Trial
（Totani Yuma）
Current judicial interpretations about “Tokyo” and “Nuremberg” Tribunal, and comparative historicizing of war criminals tribunals studies
（Shiba Kensuke）
Reassessment of the Tokyo Trial
（Hayashi Hirofumi）

訃報　増田好純氏

2010年に本研究センターの特任助教を務められた増田好純氏が、2021年1月26日に逝去されました。

増田氏は、論文「ナチ・ドイツにおける労働動員―ドイツ人、外国人、強制収容所囚人：ユンカース航空機・発動機製作所を事例に」を本学大学院総合文化研究科に提出して博士（学術）の学位を取得した後、ドイツ現代史研究の若手のホープとして数々の優れた研究を発表されてきました。この間、早稲田大学人間科学学術院助教を経て、2019年には北星学園大学経済学部准教授に着任され、後進の育成に尽力されていました。これからの一層の活躍が期待された矢先、まだ若くしてのご逝去は、あまりにも思いがけないことであり、残念でなりません。

増田氏のご功績に深甚の敬意を表し、本研究センターに対するご尽力に心より感謝の意を捧げるとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

東京大学大学院総合文化研究科グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センター
執行委員会

DESK事務室
〒153-0041
東京都目黒区駒場3-8-1
東京大学大学院総合文化研究科・教養学部
9号館3階313号室
Tel/Fax：03-5454-6112
E-mail: desk@desk.c.u-tokyo.ac.jp